

宇土市選挙管理委員会告示第47号

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程を次のように定める。

令和8年6月29日

宇土市選挙管理委員会委員長 中 熊 聡

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程
(趣旨)

第1条 この規程は、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和8年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

第2条 条例第2条、第6条又は第9条の規定の適用を受けようとする者は、条例第3条、第7条又は第10条に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに（立候補の届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに）、選挙運動用自動車の使用の契約届出書（様式第1号）、ビラ作成契約届出書（様式第2号）又はポスター作成契約届出書（様式第3号）に、当該契約に関する書面の写しを添えて、条例第3条、第7条又は第10条の規定により届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用等の確認申請等)

第3条 候補者（前条の届出をした者に限る。以下同じ。）は、条例第4条第2号イ、第8条又は第11条の規定による確認を受けようとする場合には、選挙運動用自動車燃料代確認申請書（様式第4号）、ビラ作成枚数確認申請書（様式第5号）又はポスター作成枚数確認申請書（様式第6号）により、宇土市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自動車燃料代確認書（様式第7号）、ビラ作成枚数確認書（様式第8号）又はポスター作成枚数確認書（様式第9号）を候補者に交付するものとする。

(燃料供給業者等への確認書の提出)

第4条 候補者は、前条第2項に規定する確認書の交付を受けた場合には、直ちに、当該確認書を、条例第3条に規定する有償契約を締結した選挙運動用自動車の燃料を供給する者（以下「燃料供給業者」という。）、条例第7条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第10条に規定する有償契約を締結したポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）に提出しなければならない。

(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)

第5条 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書（様式第10号）、ビラ作成証明書（様式第11号）又はポスター作成証明書（様式第12号）を、条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

（請求書の提出）

第6条 契約業者等は、条例第4条、第8条又は第11条の規定による請求をしようとする場合には、請求書（様式第13号）に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書（当該証明書のほかに、燃料供給業者にあっては第3条第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ビラ作成業者及びポスター作成業者にあっては第3条第2項の確認書）を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和8年6月29日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

宇土市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

下記のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー方式）

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 （法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名）	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		月 日から 月 日まで	円	

2 1 に掲げる場合以外の場合（個別方式）

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 （法人にあつては所在地、名称 及び代表者の氏名）	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入	年 月 日		月 日から 月 日まで	円	
運転手の雇用	年 月 日		月 日から 月 日まで	円	
	年 月 日		月 日から 月 日まで	円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

備考

- この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあつては借入期間を、「運転手の雇用」にあつては雇用期間を、「燃料代」にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2 の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

宇土市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラ作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 3 号（第 2 条関係）

年 月 日

宇土市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

ポスター作成契約届出書

下記のとおりポスター作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名)	契約内容		備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 4 号（第 3 条関係）

年 月 日

宇土市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の自動車燃料代につき、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 4 条第 2 号イの規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
- 4 確認申請金額 円（◎の金額）

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は 確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	◎ 円
燃料代計(a) + (b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに申請書を作成し、候補者から宇土市選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。
- 5 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

年 月 日

宇土市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
- 3 確認申請枚数 枚（◎の枚数）

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	◎ 枚
枚数計(a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに申請書を作成し、候補者から宇土市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第 6 号（第 3 条関係）

年 月 日

宇土市選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者

ポスター作成枚数確認申請書

下記のポスター作成枚数につき、宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者の氏名）
- 3 確認申請枚数 枚（◎の枚数）

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	◎ 枚
枚数計(a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに申請書を作成し、候補者から宇土市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。
- 候補者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号第 号

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

1 年 月 日執行 選挙

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額 円

年 月 日

宇土市選挙管理委員会
委員長 印

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、宇土市に支払を請求することはできません。

様式第 8 号（第 3 条関係）

確認番号第 _____ 号

ビラ作成枚数確認書

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定に基づき、下記のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

1 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行 _____ 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 _____ 枚

_____ 年 _____ 月 _____ 日

宇土市選挙管理委員会

委員長

印

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宇土市に支払を請求することはできません。

様式第 9 号（第 3 条関係）

確認番号第 _____ 号

ポスター作成枚数確認書

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 1 条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

記

1 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行 _____ 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 _____ 枚

_____ 年 _____ 月 _____ 日

宇土市選挙管理委員会

委員長

印

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宇土市に支払を請求することはできません。

様式第 10 号（その 1）（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

運送等契約区分 （該当する方の番号に ○をしてください）	一般乗用旅客自動車運送 1 事業者との運送契約によ る場合（ハイヤー方式）	左に掲げる場合 2 以外の場合（個別 方式）	
運送事業者等の住所及び氏名 （法人にあっては所在地、名称 及び代表者の氏名）			
車種及び自動車登録番号又は 車両番号	運送等年月日	運送等金額	備考
	年 月 日から 年 月 日まで	円	
	年 月 日から 年 月 日まで	円	

上記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が宇土市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、宇土市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 36,300 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の 1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の 2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定した 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、宇土市に支払を請求することはできません。

様式第 10 号（その 2）（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

燃料供給業者の住所及び氏名 (法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名)				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額 (消費税を含む)	備考
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	
年 月 日		ℓ	円	

上記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行
候補者 選挙

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が宇土市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、宇土市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

様式第 1 0 号（その 3）（第 5 条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

運 転 手	住 所		
	氏 名		
雇用年月日		報酬の額	備考
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

上記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を、使用した日ごとに記載してください。
- 3 運転手が宇土市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 4 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、宇土市に支払を請求することはできません。
- 5 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 1 2, 5 0 0 円までです。
- 6 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 7 候補者の指定した運転手以外の運転手は、宇土市に支払を請求することはできません。

様式第 1 1 号（第 5 条関係）

ビラ作成証明書

ビラ作成業者の住所及び氏名 （法人にあつては所在地、名称及び代表 者の氏名）	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額 （消費税を含む）	円
備 考	

上記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が宇土市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、宇土市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚 数

市長選挙 1 6 , 0 0 0 枚

市議会議員選挙 4 , 0 0 0 枚

(2)限度額

8 円 3 8 銭（単価）×当該作成枚数＝限度額

様式第 1 2 号（第 5 条関係）

ポスター作成証明書

ポスター作成業者の住所及び氏名 （法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額 （消費税を含む）	円
ポスター掲示場数	箇所

上記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が宇土市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宇土市に支払を請求することはできません。
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚 数

ポスター掲示場数に相当する枚数

(2)限度額

$$\frac{586\text{円}88\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 100,000\text{円}}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

=単価（1 円未満の端数は切上げ）

単価×確認された作成枚数＝限度額

年 月 日

住所（所在地）

電話番号

宇土市議会議員及び宇土市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記のとおり請求します。

1	請求金額	円	
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり	
3	選挙名	年 月 日執行	選挙
4	候補者の氏名		
5	振込先		

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、宇土市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額 (ア)又は(イ)のいずれか 少ない方の金額	備考
年 月 日	円	36,300円	円	
年 月 日	円	36,300円	円	
年 月 日	円	36,300円	円	
年 月 日	円	36,300円	円	
年 月 日	円	36,300円	円	
年 月 日	円	36,300円	円	
年 月 日	円	36,300円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(1) 自動車の借入

使用年月日	借入金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額 (ア)又は(イ)のいずれか 少ない方の金額	備考
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
年 月 日	円	16,100円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(2)燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用 自動車の自動車 登録番号又は車 両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額 (ア)又は(イ) のいずれか少 ない方の金額	備考
年 月 日		円× 〇＝ 消費税額 円			
年 月 日		円× 〇＝ 消費税額 円			
年 月 日		円× 〇＝ 消費税額 円			
年 月 日		円× 〇＝ 消費税額 円			
年 月 日		円× 〇＝ 消費税額 円			
年 月 日		円× 〇＝ 消費税額 円			
年 月 日		円× 〇＝ 消費税額 円			
計 (消費税額含む)		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」計欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名

(3)運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額 (ア)又は(イ)のいずれか 少ない方の金額	備考
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

請求書
(ビラの作成)

記

- | | | | |
|---|--------|-------------|----|
| 1 | 請求金額 | 円 | |
| 2 | 内訳 | 別紙請求内訳書のとおり | |
| 3 | 選挙名 | 年 月 日執行 | 選挙 |
| 4 | 候補者の氏名 | | |
| 5 | 振込先 | | |

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、宇土市に支払を請求することはできません。

請求内訳書

候補者氏名

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金額 I (G×H)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 D欄には、8円38銭と記載してください。
- 2 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。

請求書
(ポスターの作成)

- | | | | |
|---|--------|-------------|----|
| 1 | 請求金額 | 円 | |
| 2 | 内訳 | 別紙請求内訳書のとおり | |
| 3 | 選挙名 | 年 月 日執行 | 選挙 |
| 4 | 候補者の氏名 | | |
| 5 | 振込先 | | |

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名			

- 1 この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、宇土市に支払を請求することはできません。

請求内訳書

候補者氏名

ポスター 掲示 場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 C (A×B)	単価 D	枚数 E	金額 F (D×E)	単価 G	枚数 H	金額 I (G×H)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 100,000円}{\text{ポスター掲示場数}}$$

ポスター掲示場数

= 単価（1円未満の端数は切上げ）

3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

6 「単価」及び「金額」欄には、消費税を含んだ額を記載してください。